感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年10月2日施行)

https://l-hospitalier.github.io

2017. 5

「伝染病予防法」「性病予防法」「エイズ予防法」の3法を統合し1998年制定、 翌年施行。 2007 年「結核予防法」統合。 後に<mark>「人権尊重」や「最小限度の措置</mark> <mark>の原則」を明記する改正。 【感染対策委】20</mark>年前に感対委をやっているとき、い つも「やらないより、やっておいたほうが良い」と発言する Dr がいて、感対はゲ リラ戦だから「余計な作戦行動はしない、体力温存が重要」と言っても自分がやる わけでないから、「安全のため隔離やガウンテクニック、できることは何でもする べきだ、いくらやってもやり過ぎは無い!*1」と主張されて本当に困った・・・。 そのころから MMWR*2に目を通すようになった。 CDC は「あれもやれこれもやれ で費用は増大、効果はあがっていない!」という米国民の厳しい批判を受け、Julia S. Garner という registered nurse の論文 "Guidelines for Isolation Precautions ..." (1996) で医療施設の裁量によるカテゴリー方式 recommendations を導入。「カ テゴリー IA と IB はやったほうが良いかも! II は余裕があればね。」というの で随分助かった(最近は知らない)。 当時勤務する病院に AIDS 患者(後で判明) が来院、看護職員がパニクって、総婦長が感染症患者の入院の制限を医局に申し入 れ (オイオイ!)、小生が関与することに (当時の「エイズ予防法」では報告は① 国籍②年齢③性別のみと記憶、現在は5類で氏名も)。 鵞口瘡(口内カンジダ症) を繰り返すタイのかわいい女性で、時々外来でジフルカンを処方していた。 呼吸 困難で入院させたらカリニ肺炎、経鼻 O2 カニュラを装着したら鼻粘膜から出血が 始まりアセッた。外国籍が多く都行政が利用できず、国際医療センターによく依 頼した(Thanks!川名 Dr)。【<mark>感染症法】2</mark> 条は**人権、4** 条**国民の責務で<mark>予防と患</mark>** <mark>者の人権の保護、5 条**医師等の責務**で十分な<mark>説明、予防措置</mark>と記載。 12 条 1~4 類</mark> については①氏名②年齢③性別④その他を直ちに、5類は7日以内に届け出。17~21 条で**都道府県知事**は検査、入院、就業制限などの措置を取る義務あり。 日本は一 応法治国家なので医療関係者だからといって、法によらず感染者に強制するのは違 法犯罪行為。 22条2「必要最小限」の原則。 23条「措置」の文書化、24条「措 置への苦情は口頭可」。 感染症法では予防の責任(と権限)は知事にあり、当然 東京では都立病院と保健所、およびその上部組織である病院経営本部 (のサービス 推進部)や福祉保健局感染症対策課が中心。 このため、結核や AIDS などは都立病 **院に依頼**をする場合が大部分。 注意すべきは、本法は<mark>国民や医療関係者に責務の</mark> <mark>みを課し権限付与はなし</mark>。 但し、厚生省は医療機関に①感染対策会議と(固定の) ②手指消毒装置の設置のセットで感染対策加算を認めたので、どの病院でも会議は 開くが、outbreak の監視をまともにしているところはなさそう。 主治医以外の会 議の構成員は(自分が患者になるかも?という想像力はなし、自分はかわいい他人 はどうでもいいので)、他の患者のためと称して主治医の責任で患者の人権制限を 強く要求する(最小限原則は無視)。 院内感染発生時の対応能力の欠如は有隣病 院(世田谷区)の多剤耐性アシネトバクター院内感染事件(2010)でも明らか*3。

^{*1} 鰯の頭も飾る? *²この世界でこれを知らないとモグリといわれる。 CDC が発行する Morbidity and Mortality Weekly Report(有病率死亡率週刊レポート) https://www.cdc.gov/mmwr/index.html *³なぜか<mark>警視庁</mark>が捜査、任意で病院関係者を事情聴取。日経(2010/9/8) https://www.nikkei.com/article/DGXNASDG0801A_Y0A900C1CC0000/